

## 東京地裁平成17年3月17日判決

—第一審判決前にされた損害賠償債務の一部の提供・供託の効果—

(東京地方裁判所民事第27部、平成17年3月17日判決、平成14年(ワ)第21950号、  
損害賠償請求事件、一部認容、一部棄却、控訴、判例時報1917号76頁)

A case on damages

田 中 稔

### 『事実』

本件は、平成12年11月21日、信号機による交通整理の行われていない交差点において、X<sub>1</sub>運転の自転車と、Y<sub>1</sub>がY<sub>2</sub>から借り受けて運転する自動車が衝突した本件交通事故に關し、Y<sub>1</sub>に対し、民法709条にもとづき、Y<sub>2</sub>に対し、自賠法3条にもとづき、X<sub>1</sub>が、治療費、将来の介護料、後遺障害逸失利益、弁護士費用等合計2億8686万5727円及び遅延損害金（同額に対する本件事故日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金及び損害のてん補額の一部である3000万円に対する本件事故日から支払日までの同割合による確定遅延損害金）の支払を求め、X<sub>1</sub>の両親X<sub>2</sub>・X<sub>3</sub>が、固有の慰謝料及び弁護士費用合計各550万円及び遅延損害金（同額に対する本件事故日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金）の支払をそれぞれ求めた事案である。

裁判所は、X<sub>1</sub>・X<sub>2</sub>・X<sub>3</sub>の請求のうち、X<sub>1</sub>の過失割合を5%として、X<sub>1</sub>の受けるべき損害賠償額を下記の通り算定している。本件の争点は多岐にわたっているが、そのうち、Y<sub>2</sub>が、平成16年2月26日、X<sub>1</sub>に対し、本件損害賠償金として1億5000万円（遅延損害金を含む）の弁済の提供をし、X<sub>1</sub>がこれを拒絶したとして、同年3月11日、東京法務局に1億5000万円を供託したところ、Y<sub>1</sub>Y<sub>2</sub>が、仮にその供託額が債務の一部であったとしても、一部弁済として効力を有するものと解すべきであると主張している点について、裁判所は次のように判示している。

## 『判旨』

「(2) そこで検討するに、有効な弁済の提供といえるためには、債務の本旨に従った提供であることを要するところ（民法493条）、債務の本旨に従った提供は、原則として債務の全額、すなわち、元本のほか、履行遅滞にあるときは遅延損害金を併せて提供することを要すると解される。

これを本件についてみると、Y<sub>2</sub>が提供したのは、自賠責保険金3000万円に対する確定遅延損害金として236万4000円、損害金元本1億2689万7775円及びこれに対する本件事故日である平成12年11月21日から平成15年2月26日までの遅延損害金として2073万8225円の合計1億5000万円である。ところが、X<sub>1</sub>の損害残額は～2億0305万8670円、これに対する本件事故日から前記の弁済の提供日まで（3年と98日）の年5分の割合による遅延損害金は合計3318万4793円であり、また、自賠責保険金3000万円に対する確定遅延損害金は236万3013円～であることから、損害元本及び遅延損害金の合計額は2億3860万6476円となる。したがって、Y<sub>2</sub>が提供した1億5000万円は、債務の一部であり、遅延損害金を含めた債務総額の約62・9%にすぎない。そうすると、Y<sub>2</sub>による1億5000万円の提供は債務の本旨に従った提供と認めることはできないといわざるを得ず、したがって、Y<sub>2</sub>から債務の本旨に従った提供がない以上、X<sub>1</sub>の受領拒絶を理由とした供託はこれを有効と解することはできない。

(3) Y<sub>1</sub>Y<sub>2</sub>は、債務者が債務全額として供託した金額でも、債権者がこれを一部弁済として受領することは認められており、債務額が不明確な場合に債務者が相当な額を全額として供託するのであれば、債務の本旨に従った弁済としてその部分については効力を認めても、債権者保護に欠けることにはならない、債権の種類や債務額に対する供託額の割合など各種の事情を個別的に判断して、その供託が債務の本旨に従った弁済と認め難いとき、つまり、当該供託を認めては債権者（被害者）の立場が害される場合にだけ、一部供託を無効とすれば十分であり、原則として無効とする必要はない、1億5000万円というのは相当な額であり、Y<sub>2</sub>は、年度予算の問題があって、平成16年3月中に相当と思われる債務弁済の必要があったなどとして、Y<sub>2</sub>の弁済の提供及び供託は有効であると主張する。

しかし、Y<sub>1</sub>Y<sub>2</sub>の前記主張は、一部弁済を原則として有効とすべきであるというものにほかならないところ、前記(2)のとおり、このような解釈は採用することが

できない。このような弁済の提供及び供託を認めるとすれば、被害者は結局、分割弁済を強要されるのと同じであり、一括弁済の合理的期待を奪われることとなり、当者間の公平にかなうものとはいえないというべきである。

(4) なお、弁済の提供の金額の不足が極めて僅少であって、提供及び供託を無効とすることがかえって信義則に反する場合には、有効な提供及び供託になると解すべきであるが、前記の事情に照らせば、本件でそのような事情があるとはいえない。また、最二判平成6年7月18日民集48巻5号1165頁は、交通事故による損害賠償債務について一部の弁済の提供及び供託を有効と認めているが、これは、交通事故によって被った損害の賠償を求める訴訟の控訴審係属中に、加害者が被害者に対し、第一審判決によって支払を命じられた損害賠償の全額を任意に弁済のために提供した事案に係るものであって、本件とは事案を異にするというべきである。」

## 『検討』

第一審判決前にされた損害賠償債務の一部の提供・供託の効力を否定している判旨には疑問がある。

■ 本件は、自動車事故の被害者本人およびその両親が加害車両の運転者および同車両の賃貸人であるレンタカー業者に対して損害賠償を請求している事案である。本稿では、交通事故による損害賠償責任を追及されているレンタカー業者が第一審判決前に自己の負う損害賠償債務の全部としてした債務の一部の提供・供託が一部のそれとして無効であると判断された点に絞って検討をしたい(業者の自賠法3条による運行供用者としての責任については最判昭和50年5月29日判時783号107頁等参照)。

本判決の依拠する最判平成6年7月18日民集48巻5号1165頁(以下では「六年判決」と記する)は、交通事故による損害賠償債務については、当事者に争いがあるときは債務者がした控訴審係属中に第一審判決の認容額の提供・供託は有効であるとしている(以下、「損害賠償型」と記する)。筆者は、別稿において、交通事故による損害賠償債務の一部の提供・供託では、その限度で遅延損害金を免れるという、一部のそれとしての効果しか問題となっていないこと、判決確定までは債務の全部を知ることが性質上困難であることを理由に、六年判決の提示した損害賠償型よりも緩や

かに、交通事故による損害賠償債務の一部の提供・供託の効力を認めるべきであると述べたことがある(拙稿後掲32号、34号)。

本稿では、債務の全部のそれと同視することができる債務の一部の提供・供託がその限度で全部のそれと同様の効果を生ずるという観点から、本判決に現れた問題を検討したい。

■ 可分債務においては一部の弁済は可能である。しかし、債務の一部の弁済の提供・供託(以下では「一部弁済」と記する)は、債務の本旨に従っていないものとして、原則として、債務の全部のそれとしても、一部のそれとしても、無効である(我妻後掲ほか)。

一部弁済は債権者に全部の満足を与えるものではないから、原則として、全部の弁済がされた場合と同様の効果が認められないのは、いうまでもない。さらに、一部弁済は一部の限度でも無効である。かねてより、金銭債務に代表される可分債務の場合に一部弁済はその限度でその目的が達せられるとの理由付けによって原則として有効とみるべきであるという有力説がある(石田後掲、勝本後掲等。最近では、一方的債務につき後藤後掲書219頁以下。債務の額に争いのある場合について水本後掲142頁以下)。しかし、可分債務であるがゆえに一部弁済は可能であるといえるから、一部弁済を無効とする法理は、まさに、可分債務における一部の限度での一部弁済の無効を意味している。

債権者は可分債務の一部の履行を請求することができるが、債務者は一部弁済の受領を債権者に期待することができない。しかし、債権者は一部弁済を債務の一部として留保して受領することができ、一部として受領すれば、一部の限度で一部弁済の効果が生ずる。すなわち、受領した分だけ債務は縮減し遅延損害もその部分については以後生じないが、残部について債務は存続するから、一部弁済を無効とすることは債権者の保護を意味している。

一部弁済の許容によって、債務者が利益をえ債権者が不利益を被る可能性がある。債権管理の負担が増加すること、目的物の全部を一度に利用することができないこと、割高になる残部の請求を債権者が断念する可能性が増すこと、などが指摘されている(利益状況の分析は池田後掲103頁以下が詳しい)。

■ しかし、上記の原則には若干の例外が存在している。

まず、債務者が全部としてした提供・供託の不足額が全部に対して僅少であって債権者が一部弁済であると主張することが信義則に反する場合(以下、「不足僅少型」と記する)、次に、地代等の増減請求がされた場合において債務者が自己の相当とする額の地代等を全部として提供・供託した場合(借地借家法11条、32条。以下、「増減請求型」と記する)、そして最後に、損害賠償型、の三つの類型では例外的に債務の一部の提供・供託が有効とされている。

不足僅少型、増減請求型の共通点は、一部弁済の効果として、全部のそれと同等の効果が一定の限度で認められている点にある(拙稿後掲32号、34号)。不足僅少型では、担保権の実行の回避、解除権の発生の回避、買戻権の行使等がそれであり、増減請求型では、債務不履行による地主または家主からの契約の解除の回避である。これらは、本来、債務の全部の提供・供託がなされた場合にはじめて認められるべき効果であるから、一部弁済が全部のそれと同視することができるだけの要素を備えているべきであろう。

そのため、不足僅少型では全額に対する不足額が僅少であって一部弁済であると主張することが信義則に反することが必要とされているといえる。不足僅少型では、僅少な不足を理由に無効であるとした場合の結果の大きさ、僅少な不足の発生が債務者において回避しがたいことも考慮されているといえる(栗田後掲145頁)。極論すれば、逆に、例えば、債務者が全部に対して一円不足する提供をあえてしている場合には、その提供は無効である(東京地判昭和51年10月25日判時831号11頁参照)。

増減請求型では不足の僅少でない一部の提供・供託を全部のそれと同等に扱う借地借家法の規定の存在がそのために必要とされているといえる。増減請求の時点に地代等の債務の額に増減を生ずる。しかし、当事者に争いのあるときは増減の程度明らかであるということは性質上困難である。そこで、債務者は原則として自己が相当と思う額を提供・供託すればよいが(最判平成5年2月18日判時1456号96頁、最判平成8年7月12日民集50巻7号1876頁)、不足のあることが裁判によって判明したときは不足額に法定利息よりも割高な年一割の利息を付するべきであるとされて当事者間の公平がはかられている。それによって、債務者が主観的に相当とする額は客觀

的に見て相当とする額に接近してゆくであろう（吉田後掲106頁参照）。また、債務者が主觀的に相当であるとする金額を提供・供託していたとしても、債務の本旨に従った履行をしているとはされない場合がありうるから（最判平成8年7月12日民集50巻7号1876頁、最判平成8年7月12日判時1579号82頁）、やはり、解除の危険を免れたい債務者のする地代等の提供・供託は客觀的に相当な金額に接近するであろう。増減請求型では、債務者は一部の弁済によって地代・借賃の不払いによる契約の解除を免れているが、本来は債務の全部のそれがあつてはじめて認められるべき効果が問題となっているのであるから、債務者は自己の相当とする金額を全部として提供・供託をすることが必要であろう。

要するに、不足僅少型・増減請求型では、債務者が全部と同視しうる金額を全部として弁済することによって、一部弁済が一定の限度で全部の弁済と同視されているということができよう。両者は、後述するように、損害賠償型とは問題状況を異にする（平野後掲『債権総論』118頁、拙稿後掲32号参照）。

■ 不足僅少型・増減請求型では、一部弁済が上記の限度で有効と扱われる所以であるから、上述のような効果だけではなく、提供・供託により直接に生ずる遅延損害金を免れ債務が縮減するという効果もともに認められている。そこで問題となるのが、遅延損害金の減免のみが問題となる場合における一部弁済の効果の有無である。ここで、損害賠償債務の一部弁済が問題としてあらわれる。

不足僅少型・増減請求型では、遅延損害の発生等とは質を異にする解除権の発生のような効果が同時に問題となっているから、そうした問題と伴わない場合とは事情を異にするともいいう。また、不足僅少型では一部弁済によって債権者は全部の弁済に近い満足をえることができる。増減請求型では、一部弁済が全部の弁済でないにもかかわらず一部弁済の限度で遅延損害金を免れることによって生ずる不利益は不足額についての遅延損害金の利率が例外的に年一割であるとされることによって調整されているといえよう。

当事者間で債務の存在やその額が争われている場合には、債務の全部を当事者が知ることは困難である。しかし、全部を知ることが困難な債務についてまで、全部の弁済のみを有効としそれ以外の弁済を一部弁済として無効であるとすると、当事

者に争いのあるときは、究極的には、債務者は全部の履行を命ずる判決の確定するまでは債務の弁済ができなくなる。こうした債務については、債務者に全部の弁済を促す(永田後掲82頁、池田後掲104頁参照)ことは一部弁済の無効によっては期待できないといえよう。いいかえれば、確定判決によって全部が明らかになるまでの間の債務の全部についての遅延損害金を債務者は免れる途が事実上なくなる。

こうした問題は、近年の低金利時代において、債務者にとって深刻なものとして、登場してきた。特に、損害賠償債務の場合に生ずる。問題となっている効果は、法定利率による遅延損害金を債務者が免れうるかいなかという点であって、不足僅少型や増減請求型の問題と比べると、支払をなすべき金額の多少に影響を与えるにとどまるという意味では、問題性は乏しいといえる(永田後掲82頁、甲斐後掲84頁以下)。しかし、同様のことは債権者にとってもいえるから、柔軟にこれを有効と解する余地もないとはいえないであろう(水野有子後掲71頁)。損害賠償をめぐる紛争は長期化する事例や、増減請求型ともことなり判決によって確定する損害賠償額が巨額になる事例が少なくないから、法定利率により算定される遅延損害金は当事者にとって無視できない金額になることが少なくない。近年の低金利のもとでは、いつもそうである(水野有子後掲70頁以下等)。そうすると、債務者は、刻々と増大する遅延損害金の負担を免れるため、争いの終結を事実上余儀なくされる場合も生じる(菊池後掲303頁参照)。問題の解決の仕方として、一部弁済の無効に例外を追加するのではなく、法定の利率を市場の金利と連関させるという立法論はありうる(池田後掲114頁以下、菊池後掲304頁参照)。

もっとも、法定利率と市場金利との間に著しい乖離のあることは必ずしも本稿の取り上げている問題の本質ではないと筆者は考える。一部弁済の有効は損害賠償をめぐる当事者の紛争を局限し紛争の早期解決に資すると考えられるからである。それによって、当事者の負担を軽減することができる（ドイツでは、損害賠償債務の一部弁済によって、債務者は遅延損害金の免責だけではなく、訴訟費用を一部弁済の限度で被害者に転嫁することを企図している。拙稿後掲34号149頁参照）。

■ 損害賠償額に争いがある場合、判決の確定まで、その全部を債権者および債務者が知ることは一般に困難であるから、不足僅少型に該当しないすべての一部弁済

が無効であると解することへの疑問がかねてより指摘されている。

供託実務によれば、不法行為による損害賠償債務は、供託の時点には金額は必ずしも明らかではないが、確定債務として、供託することができる。供託者は、自己の相当とする損害賠償額とそれに対する不法行為時から提供時までの遅延損害金(発生とともにただちに遅滞におちいるとされる。最判昭和37年9月4日民集16巻9号1834頁)をあわせて債務の全部として供託する(西原後掲百選60頁以下参照)。もっとも、かのような弁済の供託が有効であるのは、債務の本旨にしたがっている場合に限られる。

夙にして、西原道雄教授は、本件のY<sub>1</sub>Y<sub>2</sub>が依拠しているように、「少なくとも、債務額が不明確な場合に債務者が相当な額を全額として供託するのであれば、債務の本旨に従った弁済としてその部分については効力を認めても、債権者保護に欠けることにはならないのではなかろうか」とされたうえ、「一部供託は原則として無効とはせずに、債権の種類や債務額に対する供託額の割合など各種の事情を個別的に判断して、その供託が債務の本旨に従った弁済と認めがたいとき、つまりその供託を認めては債権者(被害者)の立場が害される場合にだけこれを無効とすれば十分であろう」とされている(同後掲百選60頁以下。他に、安次富後掲63頁)。別稿で紹介したように、ドイツでは、債権者に保護に値する利益がないときは信義則により一部弁済が無効ではないという判例法理が定着しており、これにより、交通事故による損害賠償債務の一部弁済が六年判決による損害賠償型よりも緩やかに認められている（拙稿後掲34号参照）。

リーディングケースである六年判決は、損害賠償型の容認を、債権債務関係に立つ当事者間の公平にかなうものとしている。同判決は、一部である旨を留保して受領をしましたは還付を受けることができる(大判昭和9年10月20日法学4巻4号116頁、最判昭和36年7月20日判時269号7頁、最判昭和38年9月19日民集17巻8号981頁、最判昭和39年4月10日集民73号71頁)ことによって債権者は一部弁済を受領しても何ら不利益を被らないこと、交通事故による損害賠償債務について係争中の債務者が判決の確定まで債務の全額を知ることができないこと、を理由としてあげている。

六年判決の射程については、必ずしも交通事故による損害賠償債務に限られるものとはいえない、とか、第一審の認容した金額以外にも全額としての客觀性のある金額でもよいのではないか、という指摘がある。

いずれにせよ、六年判決は、交通事故による損害賠償債務について控訴審係属中においては、第一審の認容した額を全部と同視しうるものとして、その全部の弁済によって一部の効果を容認しているといえる（田中豊後掲最判解民は、第一審判決の認容した金額が相当でない場合にはこれを提供・供託しても有効ではないが、六年判決の第一審の認容した金額は相当であるという）。損害賠償型は、一部弁済に対して一部としての効果を肯定しているものということは必ずしも妥当ではない。

留保付の受領・還付によって債権者に不利益が生じないと考えるならば、それは、交通事故による損害賠償債務に特有の事情ではないし、また、受領しても不利益を債権者が被らないというならば、その額は第一審判決の認容した額に限られないであろう（安次富後掲63頁、田中豊後掲最判解民479頁。留保付で受領し還付を受けるならば、債務者が債務の一部を全部でなく一部として提供・供託しているほうが債権者としても、残部の満足についての懸念が少なく、受領しやすいであろう）。

いいかえれば、六年判決の枠組の射程は、交通事故による損害賠償債務について係争中の債務者が判決の確定まで全額を知ることができない理由にかかるてくる。

■ 確かに、当事者間に争いがある場合にはどのような債務であっても、判決が確定するまでは全額は当事者にとって明らかではないという余地はある。しかし、六年判決が争いのある債務のすべてを射程においていると解することは、一部弁済を無効とする原則に抵触するであろう（争いがある債務については一部の弁済を有効であるとすると、債務者は、全部が明らかなときも、争えばよいことになる。この点に関するドイツでの議論につき、拙稿後掲34号170頁以下参照）。債務の額について当事者に争いがあるすべての場合にまで六年判決の法理を拡大することは（潮見後掲書214頁）、少なくとも、同判決の射程を超えるであろう。

ここでの問題は、交通事故による損害賠償債務に含まれているどのような性質が、売買代金債務や貸金債務のような債務とは、分別されるべきものとしているかという点にある。後者の債務が六年判決の射程から除かれることについては異論がないであろう（田中豊後掲最判解民475頁以下、池田後掲113頁、小林後掲220頁参照）。

第一に、当事者が意思によって損害賠償額を債務の生ずるまでに決定する可能性が、損害賠償額の予定を除いて、ない。売買代金や貸金債務のような合意を原因と

する債務の成立およびその額は、私的自治の原則に従い、債務者自身の意思の関与があつてはじめて定まる（増減の程度が当事者の意思のみによらないという点は、増減請求のされた場合に地代等の債務にも同様あつてはまるであろう）。

第二に、損害賠償債務の発生時およびそれ以後の事情によって、債務の額が決定づけられる。加害行為前に被害者に生じた不利益は、因果関係がないから、賠償されない。金額を大きく左右するのは、損害賠償債務が生じた後に被害者が被る種々の不利益である。しかも、賠償されるべき損害は被害者に生じているから、加害者がこれを知ることは必ずしも容易ではない(たしかに、不法行為にも民法416条が類推適用されうるから(大連判大正15年5月22日民集5巻386頁)、不法行為時に加害者に予見可能性のない特別損害は、損害賠償には含まれない。富喜丸事件に代表される物の滅失により生ずる損害は原則として滅失時の価格により、以後の価格騰貴による損害は予見可能性がなければ賠償されないから、損害賠償債務であっても債務者は自己の負う債務の全部を知ることが必ずしも不可能ではない。しかし、人身損害では、損害賠償の範囲を画する相当因果関係の有無は同条の枠組によっては判断されていないのが実情である。水野謙後掲41頁以下、拙稿後掲26号参照)。なお、地代等は、増減請求の時点に、相当額に増減する。しかし、事実審の口頭弁論終結時までの間に生ずる事情が裁判所の相当額の認定に影響を与える可能性が否定できないならば、増減請求において債務者が債務の全部を知ることができない事情は損害賠償債務に接近する。もっとも、増減請求型においては、確定判決前であっても、債務の額の上限および下限が明らかであるのに対して、損害賠償債務においては、責任の有無自体を債務者が争っている場合、債務の下限が明らかではないという相違はあろう。

従って、交通事故による損害賠償債務は、債務が生じた時点にその額を当事者は知ることができないし、その後の事情により生ずる額の変動を知ることも困難である。その意味で、売買代金債務や貸金債務等について当事者間に争いがあるために全額が明らかではないということとは損害賠償債務の額を知りがたいことは本質的に異なるであろう。

六年判決の射程はすべての損害賠償債務にまで及ぶか否かは、判決確定まで全額を知ることができないという性質が、交通事故による損害賠償債務以外のどのよう

な損害賠償債務に認められるかという点にかかる。損害賠償額の予定のある場合を除いて、損害賠償債務については、この性格が認められるであろう。人身損害については、既に述べた事情の他に、裁判所の裁量にかかる慰謝料が認められることが少なくない。人身損害を伴わない場合には、損害賠償額の認定はやや容易であろうが、過失相殺の有無・割合は裁判官の裁量に属するから、人身損害の生じた場合をも含め、やはり全額を知ることは判決確定までできないというべきであろう(池田後掲113頁参照)。従って、損害賠償債務の発生原因となった事件の種類は原則として問われないというべきであって、不法行為による医療過誤、労働災害などの場合も当然含まれよう(安次富後掲63頁、淡路後掲583頁参照)。またこれらの被害に対する責任が不法行為責任としてではなく契約責任として追及される場合も同様と解してよいであろう(後藤後掲221頁以下、大嶋後掲185頁参照)。

当事者がその額を決定しうるような債務は原則として含まれないというべきであろう。そうすると問題となりうるのは、法定原因により生ずる債務であろう。もつとも、不当利得返還債務は法的原因による債務であるが、原則として、六年判決の射程には含まれないというべきであろう。というのは、損害賠償を含む場合(民法704条)を除き、返還義務者の受けた利益が上限となるために債務発生後の事情によっては債務の額が原則として増大しないからである。

なお、増減請求のされた場合には、損害賠償型をあてはめて第一審判決の相当とする額に増額して提供・供託をすることは必ずしも有益ではない。増減請求型の主眼はあくまで借地人または借家人の不利益になる契約の解除を回避することにあるからである(確定判決と第一審判決の相当とする額の差額につき年一割の利率を適用すべきかいなかについては議論がありえよう)。逆にいえば、仮に増減請求型による保護がなく、第一審判決の相当とする額を提供・供託すれば借地契約または借地契約の解除を免れるという保護しかなかったとすると、第一審判決前に解除がされうるから、借地人または借家人にとって意味がない。ここに、増減請求型と損害賠償型との一部弁済の効果の問題性の違いがあらわれている。

六年判決の調査官解説は、契約を解除されない利益と年一割の利息の支払の不利益により均衡を保つため立法を要する増減請求型とは異なり(永田後掲82頁)、損害賠償型では、単発の債務である交通事故による損害賠償債務の債務者の遅延損害金

の支払義務をいつの時点で免れさせるのが公平であるのかという観点が問題になっていると指摘している（田中豊後掲ジュリ96頁、同後掲最判解民474頁以下）。

■ 損害賠償型の容認により、交通事故による損害賠償債務の債務者は第一審判決後は有効に提供・供託をすることとなる。しかし、本件事案にあらわれているように、依然として債務者は第一審判決の前に有効な提供・供託をすることは事実上できない。六年判決の後に、交通事故による損害賠償債務の一部の提供・供託の効力が問題となった事例としては、本件事案の前に、二つの事例がある。

大阪地判平成7年4月24日交民28巻2号658頁は、「債務の弁済の申し入れが、口頭による弁済の提供として効果があるためには、本旨弁済であることが必要であつて」、不足僅少型または損害賠償型に該当する「等の信義則上それと同視できる場合に限られるというべきである」としたうえ、本件訴訟前に加害者「Yが支払いを申し出た二六〇〇万円ないし三〇〇〇万円を相当な損害額と信ずるに足るべき事情もないこと、かえって、Yは三六〇〇万円余の示談案を提示したこともあり、右各申し入れも内金としてのものであったことからすると、それらは、信義則上全額弁済の申し入れと同視しえない」から、「一部弁済しても、弁済提供の効果はない」としている。本件事案では、約4500万円の逸失利益を含む約6500万円の損害が認定されたうえ、2割の過失相殺、既払いの労災保険給付の控除により、結局Yのなすべき損害賠償は、弁護士費用を除くと、5000万円を超えている。

神戸地判平成9年10月15日交民30巻5号1487頁は、交通事故の加害者が被害者に対して、内容証明郵便で損害賠償金の一部について支払う準備をしている旨の通知をし、さらに訴状で損害賠償金の一部について支払う準備をしている旨の通知をしたとしても、これらの通知はその金額だけからみても債務の本旨に従った弁済の提供とはいえない、としている。この事案では、加害者が、被害者には身体障害による損害は発生しておらず、また、車両損害の程度もせいぜい200万円程度であるとして、加害者は車両損害の全部とした一部弁済の効力を主張した事案であるが、裁判所は、車両損害の賠償としても不足しているものとして、その主張を退けて、人身損害および車両損害を含む約800万円の賠償を認めている。加害者のした提供の割合は全部の約25%にとどまる。なお、この事案では過失相殺は行われていない。

本件事案では、賠償義務者一人から遅延損害金を含む全部として提供・供託された金額は合計1億5千万円である。本判決が全額とするのは2億3860万6476円であるから、提供・供託された金額の全体に対する割合は約63%に過ぎず、裁判所は、不足僅少型にも損害賠償型にも該当しないものとして、一部弁済の効力を否定している。

いずれも、六年判決の示した損害賠償型には該当しないために、損害賠償債務の一部の提供・供託を無効と解している。換言すれば、被害者が損害賠償請求訴訟を提起しその第一審判決が下されるまでは、債務者は、自己の負う損害賠償債務の弁済の提供・供託をすることが事実上できないといえる。

■ 損害賠償型のみを例外に加えるにとどまるならば、第一審判決前には、損害賠償債務の全部と同視してよい額は明らかでないということになる。第一審判決の前に、債務者が、確定判決が支払を命ずる損害賠償債務の一部を提供・供託している場合にその効力が肯定される余地がないのであろうか。

ひとつの問題は、全部と同視してよい額が第一審判決の認容した額に限定されるかという点にある。全部を意味する額が第一審判決の認容した額に限定される必要性は必ずしもないと考えられているようである。例えば、裁判所の提示した和解案（田中豊後掲最判解民476頁）や交通事故紛争処理センターの裁定額（伊藤後掲424頁、大嶋後掲185頁）にも客觀性があるという指摘がある。これらによる金額の提供・供託がその限度で有効であると解しうるならば、たとえ、それが第一審判決の認容した金額にみたないときであっても、債務者は損害賠償債務の一部弁済をその限度において第一審判決の前に有効にできるといえよう。もっとも、これらによる金額も確定判決から見れば一部であるから、なぜ、他の額から区別した取扱いができるかの説明が必要であろう（池田後掲）。

■ 一部弁済の容認は一定の不利益を損害賠償債務の債権者にもたらすであろう。債権管理における債権者の負担の増加として、受領すべき回数が増え、既払い分と未払い分を正確に記録し、一部を受領した場合にその保管の必要性が生ずる。しかし、全部の提供ならばそもそもこれを受領すべきであり、その保管上の負担は一部の提供の場合に比べて債権者の負担を増加させるものとは必ずしも思われない。実

務上回帰的に支払がされる増減請求型では事実上問題とならないであろう。損害賠償型によると、弁済の回数が一回増加するにすぎない。過度の分割は信義則により封ずることができよう（池田後掲102頁）。しかも、問題になるのは事実上、金銭債務に限られており、一部弁済は実際には債権者の預貯金口座等への送金の方法によることができ、債権者が現物を管理する必要性は通常生じないであろう。

債権の一部の満足によって債権者が残部の請求を断念する可能性が増す危険性はある。それを企図して一部弁済をする債務者は、全部が明らかであるときは、誠実さに欠けるといえるが、損害賠償債務の場合には全部が明らかではないのであるから、誠実を欠くわけではない。六年判決のいうように債権者は一部である旨を留保することができるから、そのような懸念は可能性にとどまる（ドイツでは、被害者に対する残部の請求の放棄の申入れであると解されるような損害賠償債務の一部の提供は無効であるとされている。拙稿後掲34号参照）。また、控訴をした債権者は、第一審判決が全額とした額に不服を申し立てているのであるから、受領をしても留保の意思は明確であり、かつ、残部の請求も断念していない。むしろ、債務者の支払能力に問題がある場合には、一部弁済を債権者は任意に受領するであろう。将来に向けての債務者の支払能力に問題がないと思われる場合には、一部弁済の受領を拒絶しても債権者は全部の満足をえることに不安がない。一部を受領して自ら運用するよりも受領をせず遅延損害金をあわせて受ける方が現況の金利では債権者にとって有利であると認識されるゆえんである。問題となっている一部弁済は、六年判決の事案では保険会社が、本事案ではわが国では大手とされるレンタカー業者がしている。たしかに、一部弁済によって残部の弁済を免れる債務者の企図は否定できないが、確定判決で認容されたならば、債権者は残部の満足を確実にえることができよう（もっとも、定期金方式で賠償が行われる場合には保険会社等の資力が問題となりうる。東京高判平成15年7月29日判時1838号69頁参照）。

■ そもそも、損害賠償債務については、確定判決の認容した額のみを債務の全部と考えるべきであるかについて疑問が残る。

債務の目的物の全部を一度に利用することは、少なくとも交通事故による損害賠償債務の場合には必ずしも考慮すべき事情であるとは思われない。例えば、所有物

の滅失による生ずる損害の填補を滅失時において価格の賠償により受けることができれば、それによって滅失時に生じた損害は填補されるし、その後の損害の拡大も防ぐことができるであろう。これに対し、交通事故の被害者は死傷による財産的損害を、損害賠償債務の成立の時点に、一度に被るであるということはできないことは、逸失利益(死傷後長年にわたるべき逸失利益の賠償を一括して受けなければ被害者が困難に陥るという事情は認めにくい。池田後掲112頁参照。逸失利益について稼働能力喪失説や死傷損害説を採用すれば死傷時に全部の損害が発生していることになろうが、全部の賠償を受けても稼働能力を被害者が回復する訳ではない)や、本件でも問題となった介護費用を例にみても、明らかである。このような損害については、損害賠償型において債権者のえられる満足が全部でないことによっても、債権者は当面不利益を被らない。逸失利益を一例にいえば、加害がなかったとしたら、被害者は稼働可能年数に分かって利益を受けていたはずである。この点に、人身損害と物的損害との相違があるといえよう（毀滅時はもちろんのこと事実審の口頭弁論終結時の価格による場合も（最判昭和47年4月20日民集26巻3号520頁は価格の騰貴した目的物を現在保有すべかりし利益とする）、買入価格によるべきであるから（最判昭和49年4月15日民集28巻3号385頁）、それに相当する金額の一部のみの弁済は債権者には意味がなかろう（平野後掲セレクト26頁参照））。

そもそも、確定判決の認容する損害賠償債務の全部の弁済を少なくとも確定判決の前に被害者が受ける必要があるのだろうか。損害賠償は被害者に生じた実損害を上限として認められる。交通事故の被害者は請求の時点では生じていない損害の賠償を請求しているとも、また、裁判所は口頭弁論終結後に発生すべき損害の賠償をも認容しているという見方も可能であろう。中間利息の控除が行われるのはその証左であるといえる（控除の利率にも法定利率が用いられる。ここでも法定利率と最近の市場の金利との乖離が問題となる。最判平成17年6月14日民集59巻5号983頁）。損害賠償額の認定において将来の予測が性質上不確かである（人身侵害における曖昧さについては、西原後掲ジュリ148頁以下等）という点にかんがみると、確定判決の認容する損害賠償債務の全部の弁済は過大な賠償につながる懸念も生じうる（例えば、被害者が負傷後に別の原因で死亡した場合に、死亡後に相当する逸失利益または介護費用の賠償に影響があるかどうかが問題となる。最判平成8年4月25日民集50

卷5号1221頁、最判平成8年5月31日民集50巻6号1323頁、最判平成11年12月20日民集53巻9号2038頁参照）。近年、定期金賠償が被害者の申立てのない場合にも問題となっていることは考慮に値しよう（定期金方式による賠償を被害者が希望する場合もある。逆に、介護費用については、被害者の死亡後のものは賠償がされること（前掲最判平成11年12月20日）から、加害者から定期金賠償を主張する場合もある。前掲東京高判平成15年7月29日はこれを容れている。平成8年民事訴訟法改正の前は、学説・判例ともこれに否定的であった。最判昭和62年2月6日判時1232号100頁）。少なくとも、損害の発生の態様にかんがみると、人身損害に関する限り、定期金方式には理論的な合理性があるといえる。換言すれば、定期金方式だけでなく一時金方式で損害賠償額が算定される場合においても、一部弁済が全部のそれとしての性格を維持することができる場合が十分にありうると考えられる。

要するに、一部弁済を無効とする法理に従ったとしても、債務者のした一部弁済によって弁済の時点までに生じているすべての損害が賠償されるといえる場合には、その一部弁済は債務の全部の弁済と同視しうるものとして、なされた一部の提供・供託の限度で全部として有効と解することができるのでないだろうか。

■ 損害賠償型の承認により、第一審判決後は確定判決前であっても、有効な提供・供託をすることが可能になる。その後も第一審判決の認容した額に満たない額の提供・供託がされる場合がありえよう。六年判決の事案では、被害者の控訴に対して加害者および保険会社も附帯控訴していた。したがって、加害者側の附帯控訴をいれて控訴審が被害者の不利に判決を変更する可能性があった。

上述のように、債務の一部として留保をして受領する場合には、債権者にとっては、全額に近い必要はなく、全額に近いと逆に受領しがたい場合が生ずる（小林後掲220頁は、裁判所または専門機関の示した和解案は損害額のみではなく債務者の支払能力や執行可能性等を考慮しているから、これを以て客観的な損害額であると見ることに躊躇を述べている。しかし、これによる金額が第一審判決の認容した額より少ないとときはその一部としての性格がより強くなるから被害者はより受領しやすくなるのではないか）。また、債務者が全部としてではなく一部弁済として弁済しているほうが残部に対する懸念が生じない分、債権者にとっては受領しやすいであろ

う。換言すれば、第一審の認容した金額であっても、加害者側が控訴をしているときは、現存利益の返還義務が発生しうるから(この場合の返還の範囲は民法703条による。池田後掲115頁は、同法704条による場合の可能性を指摘している。債権者の返還義務の範囲が現存利益に限定されるならば、返還を求めることができる場合に不測の不利益が債権者に生ずるとは考えにくいが、債権者として、返還義務の生じる可能性のないほうが一部として受領しやすいであろう)、一部である旨の留保をしたうえでの受領であっても債権者にとって不利益が全くないとはいえないであろう。その意味でいえば、加害者側が控訴をしていないときであれば、第一審判決が被害者の不利益に変更される可能性はないから、受領をしても被害者には不利益はないといえる。さらにいいかえれば、第一審の認容した額に足りない金額であっても、受領した場合に返還の可能性がなければ、被害者として留保をして受領をしても不利益を被らないといえよう。加害者側が、自己の負う損害賠償債務の全部としては一部として、返還が問題になりえない形で提供・供託をしているときは、これを有効であると解してよいのではないだろうか（ドイツの事例では、保険会社が被害者に対して訴訟前に提供した額を限度に請求を訴訟提起後直ちに認諾しているものが多い。拙稿後掲34号参照。なお、増減請求型につき北居後掲128頁）。

六年判決は、賠償を請求されている加害者等が控訴した場合を、損害賠償型から除いていないし、同事案の被害者が仮執行宣言の申立てをしていたことによる区別をしていない（池田後掲113頁参照）。同事案では、被告である加害者および保険会社が附帯控訴をしていた。同事案では、被害者が仮執行宣言を申し立てていたのであるから、第一審判決の認容した額の受領を被害者に期待することができた事案であるともいえる。しかし、一般論としては、損害賠償型の妥当範囲は、損害賠償債務の債務者が控訴をしていない場合に限定することが望ましいと思われる。

■ 本判決は、六年判決が創設した損害賠償型に該当しないものとして、同判決にしたがったことにとどまるものであり、それ自体としては穏当な判断であるということができよう（菊池後掲）。しかし、本件事案では、損害賠償債務の債務者は、第一審判決の認容した額に対して約63%にあたる額を提供・供託している。その額は、上述したような意味においてその時点までに生じている損害額を大きく上回ってい

るといえる。したがってY<sub>2</sub>のした本件事案での提供・供託はその限度において全部のそれと同視しうるものとして有効と解するべきであると筆者は考える。

なお、第一審判決の認容した額を下回る額の提供・供託が第一審判決後にされた場合、債務者が控訴していないときは、確定判決の認容する債務の額の下限が第一審判決によって明らかになっているということができるから、これを一部弁済として無効と解してもよいであろう。これに対し、債務者が控訴しているときは、依然として、下限は明らかであるとはいえないから、有効と解する余地があるといえよう。

損害賠償債務の一部弁済の問題は、損害賠償債務における全部とは何かという問題に再考を促す契機をあたえているといえる。

---

#### 『参考文献』

本判決について、菊池秀典「判批」損保68巻3号(2006)。六年判決について、田中豊「調査官解説」ジュリ1058号(1994)、同「調査官解説」最判解民平成6年度、安次富哲雄「判批」リマーカス11号(1995)、永田眞三郎「判批」ジュリ1068号(1995)、甲斐道太郎「判批」京園16号(1995)、伊藤高義「判批」交民27巻索引・解説号、水野有子「判批」判タ882号(1995)、平野裕之「判批」『判例セレクト'94』(1995)所収、後藤勇『民事実務の研究』(1996)、池田清治「判批」民商114巻1号(1996)、富澤輝男「一部の弁済提供及び供託の効力」森泉章古希(1998)所収、大嶋芳樹「判批」『交通事故判例百選(第4版)』(1999)所収、小林正「判批」判タ1033号(2000)、松久三四彦「判批」『供託先例判例百選(第2版)』(2001)所収。その他に、石田文次郎「判批」論叢39巻6号(1938)、勝本正晃「判批」民商9巻1号、我妻榮『新訂債権総論』(1964)、西原道雄「損害賠償額の法理」ジュリ381号(1967)、同「先例解説」『供託先例判例百選』(1972)所収、水本浩『債権総論』(1989)、栗田哲男「判批」『不動産取引判例百選(第2版)』(1991)、吉田克己「判批」法教198号(1997)、水野謙「損害賠償の範囲に関する基本原則－大連判大正15・5・22民集5巻386頁」法教205号(1997)、北居功「債権者の明確な受領拒絶(3完)——賃料増額紛争判例による遅滞要件の検証」法研74巻8号(2001)、淡路剛久『債権総論』(2002)、潮見佳男『債権総論II(第三版)』(2005)、平野裕之『債権総論』(2005)。拙稿「判批」沖縄法学26号(1997)、同「損害賠償債務の一部の提供・供託の効果について——最判平成6年7月18日民集48巻5号1165頁を契機として」沖縄法学32号(2003)、同「ドイツ法における損害賠償債務の一部の提供・供託の効果について」沖縄法学34号(2005)。